

意見集約結果（再生利用の手引き）・三菱総研分

No.	分類	手引きドラフト版		意見
		該当ページ	該当箇所や該当する用語・表現等	
1	方針	—	—	具体的な「製造者向け」と「利用者向け」の手引きよりも、より上位の文書を作成し、方針を示すべきでは。
2	構成	—	—	「製造者向け」と「利用者向け」の手引きには、両者間で重複箇所も多く、あえて分冊にする必要性は無いのでは。例えば、共通部分は共通編、個別部分は品質管理編（製造者向けの個別部分に相当）、維持管理編（利用者向けの個別部分に相当）等とすることも考えられる。
3	用語	「製造者向け」 P4 など	「除去土壌等由来の浄化物から得られた再生資材」	「浄化物」と言って良いかを要精査。例えば、環境省 HP では、「浄化物」ではなく、「低濃度生成物」という用語を用いているようである。 http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/
4	表現	「製造者向け」 P4 など	「減容処理した浄化物を材料として」	例えば、「減容処理に伴い発生した浄化物を材料として」とする等、表現の修正を検討したらいかがか。 【理由】処理前と比較すると、濃縮物のみならず、結果的に浄化物も減容化されるケースも多いですが（反応促進剤を大量に添加する場合はその限りにあらず）、一義的にはあくまでも減容化するのは濃縮物であり浄化物では無いため。
5	表現	「製造者向け」 P4 など	「再生資材は放射能濃度が十分低いながらも」	「十分低い」と言い切ってよいか。例えば、「処理前の除去土壌等と比較して、相対的に低い」とする等、表現の修正を検討したらいかがか。

No.	分類	手引きドラフト版		意見
		該当ページ	該当箇所や該当する用語・表現等	
6	内容	「製造者向け」 P7 など	「②施設管理者の責務と役割」	「②施設管理者の責務と役割」において、原案の1)～7)に加えて、8)として、例えば、「再生資材使用箇所を適切に維持管理し、改変による再生資材の露出や不適切な搬出を防ぐこと」を追加したらどうか。
7	内容	「製造者向け」 P7 など	「(3)都道府県知事による記録保管」	「(3)都道府県知事による記録保管」については、「記録保管」の項目であれば「使用記録を保管する」で止めることで良いが、もしも責務や役割等についても踏み込んで記載するのであれば、例えば、「使用記録を保管するとともに、災害ややむをえない土地改変などに伴い掘削した再生資材の適切な処分を指導・監督する。」とする等の修正を検討したらいかがか。
8	内容	「製造者向け」 P7 など	「(3)都道府県知事による記録保管」	土壌汚染対策法に基づく区域指定は、民有地及び公有地の如何に関わらず（実績では、大部分が民有地）、行政機関が指定区域を公示するという趣旨である。一方、本件では公共事業における限定再利用が想定されており、公示まで行う必要があるかを要精査。
9	内容	「製造者向け」 P10 など	「⑧製造請負者は、品質証明書及び出荷記録を付け資材を工事請負者に出荷する。出荷の際、国（環境省）は出荷記録に基づき、製造施設内の除去土壌等の総量管理を行う。」	重量は水分によって変動するため、出荷記録に基づく総量管理（入荷と出荷の収支の把握）は難しいと考えられる。 例えば、複数のピットを設けて、ピットごとに受入れ土壌を処理するなどして、受け入れた時期と処理した時期が判るようにする必要はあるが、再生資材と結び付けて管理することは困難と考える。

No.	分類	手引きドラフト版		意見
		該当ページ	該当箇所や該当する用語・表現等	
10	内容	「製造者向け」 P10 など	「②施設管理者は、供用中、構造物の補修や、形質変更などの必要が生じた場合、都道府県知事に形質変更届出を提出し、工事請負者に工事を発注する。」	都道府県知事による形質変更の届出の審査（工事に伴う周辺環境対策、掘削した再生資材の処分先の確認等）が必要ではないか。
11	内容	「製造者向け」 P16、17-18 など	「(1) 放射能濃度」、 「(4) 検査頻度」	放射能濃度による土壌ソーティング装置を利用する場合についても、検査頻度等を記載してほしい。例えば、資材検査を行う者が、Ge 半導体検出器によるサンプリング分析結果と土壌ソーティング装置による結果を、予め比較分析し、当該土壌ソーティング装置の性能に基づき以後の具体的な資材検査作業方法を定められるようにする等。
12	内容	「製造者向け」 P16 など	「(2) 有害物質」	汚染のおそれがある土壌を対象として調査を行うこととなっているが、その際の調査項目（調査対象物質）をどうするか？例えば、汚染の恐れのある物質のみとするか、あるいは、有害物質全項目とするか？
13	内容、 構成	「製造者向け」 P19 など	「2. 2 資材保管方法」	再生資材のみならず製造に伴い発生した高濃度の処理物等の保管について記載があるが、高濃度の処理物は、「資材」ではないので、「2.2 資材保管方法」のタイトルを変更するか、あるいは、別途 2.3 節を追加する等が考えられる。 なお、高濃度の処理物は、再生資材よりも厳密に行うべきであり（例えば、保管容器等にも配慮）、別途、節を追加する方がベターかもしれない。

No.	分類	手引きドラフト版		意見
		該当ページ	該当箇所や該当する用語・表現等	
14	内容	「製造者向け」 P19 など	「①隔離」	本手引きよりも下位文書とするべきかもしれないが、「再生資材の搬入終了後に、施設の敷地境界の外での放射線量が周辺環境と概ね同程度となり、再生資材の搬入中においても再生資材からの放射線による公衆の追加被ばく線量が年間 1mSv 以下となるように施設を設計する」点について、誰が、いつ、どのように（例えば、性能保証された具体的なソフトウェア名等も含む）シミュレーションするべきかを示してほしい。
15	内容	「製造者向け」 P20 など	「④再生資材及び放射性物質の流出防止」	原案に記載されている対策は地下浸透の防止であり、セシウムの溶出を想定していることにならないか？ 現地盤との区別のためのシート等は必要であるが遮水層は不要と考える。流出防止には、雨水排水流末への沈砂地などの設置を記載すべきである。
16	内容	「製造者向け」 P22-23 など	「2. 3 作業者の被ばく管理」	「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のガイドライン」に従う程度でよいのでは。 少なくとも中性子線の記載は不要ではないか。また、2種類以上の放射性核種の場合についての言及の要否についても、要精査。

No.	分類	手引きドラフト版		意見
		該当ページ	該当箇所や該当する用語・表現等	
17	内容	「製造者向け」 P24 など	「水分を多く含んでいる再生資材の場合は、流出や漏れ出しを防止するために、可能な範囲で水切りを行い、水を通さない容器を用いない場合は、防水性のシートを敷くなど必要な措置を講じてから運搬する。」	再生資材としては、水分も管理しているので、流出・漏れ出しを想定したこの記載は不要ではないか。
18	表現	「製造者向け」 P24-25 など	「(2) 放射線防護のための要件」	再生資材で $100 \mu \text{Sv/h@1m}$ を超える可能性はほぼ無いと考えられ、一般の方が誤解を受けないよう、この記載はもっと柔らかくにはいかか？例えば、「 $3,000\text{Bq/kg}$ の再生資材の運搬の際に想定される空間線量率は、車体から 1m の位置で最大 $0.01 \mu \text{Sv/h}$ 程度であり、この値は放射性同位元素・・・に規定された許容値 ($100 \mu \text{Sv/h}$) と比べ十分低い」等。